

5 道路や河川、公園の整備

5-1 ふくろいインフラメンテナンスセンター

(1) 概要

市では、市が管理する道路や河川、公園の破損や故障に迅速に対応するため、専用の受付窓口『ふくろいインフラメンテナンスセンター』を設けています。

(2) 通報の流れ



ふくろいインフラメンテナンスセンターへ**通報**

☎ **0538-24-8222**

通報時のポイント！

場所や破損の状況、規模などをできるだけ明確にお伝えください。

- ・〇〇交差点から北に約20メートルの場所で、道路が陥没している
- ・△△公園のトイレ南側にあるベンチが破損している
- ・愛野□□番地西側の排水路で、側壁が崩れている など

(3) 注意事項

- ① 「市道〇〇号線」などの路線名は、『どまんなか袋井navi』で確認できます。右の二次元コードを読み取ってください。
- ② 県や国が管理する道路や河川などについては、市の管理外となるため、通報を受けた後、関係機関へ連絡します。
- ③ 個人や法人が管理する道路や土地、施設については対応できません。

フッピーvoice もご活用ください！

フッピーvoiceとは、スマートフォンなどを使って、破損箇所を写真付きで通報できるシステムです。



5-2 河川愛護活動への支援

(1) 概要

自治会または自治会連合会が河川愛護団体として取り組む河川や調整池における除草、清掃などの愛護活動を支援するため、大型草刈機の貸出し、資機材の現物支給、活動実績に応じた報償金の交付などを行っています。

(2) 対象者

自治会または自治会連合会で組織する河川愛護団体

(3) 対象となる活動

河川敷や堤防、調整池の除草、清掃活動

(4) 資機材の貸出し・現物支給

貸出し及び現物支給を受ける場合は、事前に申請が必要です。

① 大型草刈機の貸出し

ア ラジコン草刈機（専用運搬車を含む）

操作経験がない場合は、事前に市役所で維持管理課職員による操作説明などの講習を受けていただく必要があります。

イ 自走式草刈機

② 資機材の現物支給

ア 草刈機用燃料

1団体につき年間50リットルまで支給します。

イ 草刈機の刃、集草用資機材など

県の「リバーフレンドシップ制度」により、支給を受けることができます。詳細は袋井土木事務所維持管理課（☎42-3215）へお問い合わせください。

(5) 報償金の交付

① 算出方法

均等割、面積割、人員割などにより算出します。

② 手続きの流れ

ア 市から各自治会連合会長宛てに**申請に必要な書類**を送付します。

イ 活動実施後、自治会長は、**実績報告書**を指定された日までに所属する自治会連合会長へ提出します。

ウ 自治会連合会長は、地区内の各自治会の**実績報告書**を取りまとめて維持管理課へ提出します。

※ **環境美化運動**（43ページ）の実績についても、あわせて報告してください。

エ 市から自治会などが指定する口座へ報償金を振り込みます。

(6) 刈草・剪定枝、ごみの処分

詳細は44ページの環境美化運動の実施をご覧ください。

(7) 保険加入

市では、活動中のケガや事故に備えて保険に加入しています。

活動の際は、従事者の安全を最優先とし、無理のない範囲で行ってください。

万が一、活動中にケガや事故が発生した場合は、速やかに維持管理課へご連絡ください。(土日祝日の場合は翌開庁日)

維持管理課管理係

☎44-3130 ✉kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

5-3 道路愛護活動への支援

(1) 概要

自治会や企業、ボランティア団体などが団体ごとに道路愛護会を結成し、路肩や縁石周辺、歩道における除草や清掃などの愛護活動に取り組む場合、活動実績に応じて報償金を交付します。

なお、新たに道路愛護会を結成する場合は、事前に維持管理課へ**道路愛護会結成届**を提出してください。

(2) 対象者

自治会や企業、ボランティア団体などが構成員2人以上で組織する道路愛護会

(3) 対象となる活動

市が管理する道路の一定区間（延長100メートル以上）における路肩や縁石周辺、歩道の除草や清掃活動を対象とし、実施期間（4月から翌年3月まで）中に2回以上実施するものとします。

(4) 報償金の交付

① 算出方法

ア 市道の延長1メートルあたり40円で算出し、1,000円未満の端数は切り捨てます。

イ 道路の両側で活動した場合でも、延長は片側分として算定します。

② 手続きの流れ

ア **交付申請書**を維持管理課へ提出します。

イ 活動中の様子が分かる写真を2枚程度撮影します。

ウ 活動実施後、**写真**を**実績報告書**に添えて維持管理課へ提出します。

エ 市から団体が指定する口座へ報償金を振り込みます。

(5) 活動時の注意事項

活動の際は、従事者の安全を最優先とし、無理のない範囲で行ってください。

万が一、活動中にケガや事故が発生した場合は、速やかに維持管理課へご連絡ください。（土日祝日の場合は翌開庁日）

維持管理課管理係

☎44-3130 ✉kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

5-4 街路樹愛護活動への支援

(1) 概要

自治会や企業、ボランティア団体などが団体ごとに街路樹愛護会を結成し、街路樹柵内の除草や清掃などの愛護活動に取り組む場合、活動実績に応じて報償金を交付します。

なお、新たに街路樹愛護会を結成する場合は、事前に維持管理課へ街路樹愛護会結成届を提出してください。

(2) 対象者

自治会や企業、ボランティア団体などが団体ごとに組織する街路樹愛護会

(3) 対象となる活動

市が管理する道路の一定区間(延長100メートル以上)において行う、街路樹柵内の除草、施肥、低木剪定、低木消毒などの緑化管理活動について、2種類以上の活動を実施した場合を対象とします。

(4) 報償金の交付

① 算出方法

市道(植栽柵)の延長1メートルあたり、活動内容ごとに定めた単価により算出し、1,000円未満の端数は切り捨てます。

除草：20円、施肥：20円、低木剪定：90円、低木消毒：50円

② 手続きの流れ

ア 交付申請書を維持管理課へ提出します。

イ 活動中の様子が分かる写真を2枚程度撮影します。

ウ 活動実施後、写真を実績報告書に添えて維持管理課へ提出します。

エ 市から団体が指定する口座へ報償金を振り込みます。

(5) 活動時の注意事項

① 活動の際は、従事者の安全を最優先とし、無理のない範囲で行ってください。

万が一、活動中にケガや事故が発生した場合は、速やかに維持管理課へご連絡ください。(土日祝日の場合は翌開庁日)

② 高木の剪定など危険を伴う作業や倒木など緊急性が高い場合は市が対応しますので、必要な場合は維持管理課へご連絡ください。

維持管理課管理係

☎44-3130 ✉kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

5-5 公園愛護活動への支援

(1) 概要

自治会や企業、ボランティア団体などが団体ごとに公園愛護会を結成し、公園内の清掃や除草などの愛護活動に取り組む場合、活動実績に応じた報償金の交付や資機材の現物支給を行っています。

なお、新たに公園愛護会を結成する場合は、事前に維持管理課へ**公園愛護会結成届**を提出してください。

(2) 対象者

自治会や企業、ボランティア団体などが団体ごとに組織する公園愛護会

(3) 対象となる活動

市が管理する概ね200平方メートル以上の公園広場を対象として、年間を通じて清掃、除草、施設点検、トイレ管理などの活動のうち、2種類以上の活動を実施した場合を対象とします。

(4) 資機材の現物支給

公園の維持管理に必要な消耗品や消毒薬などを予算の範囲内で支給します。資機材の支給を希望する場合は、事前に維持管理課へ申請し、承認を受けてください。

詳細は54ページの**公園美化・緑化推進用原材料支給**をご覧ください。

(5) 報償金の交付

① 算出方法

公園面積及び活動内容ごとに定めた単価により算出し、1,000円未満の端数は切り捨てます。

トイレ管理については、トイレ1箇所につき年額6,000円とします。

公園面積(m ²)		活動区分(年額・円)			限度額(円)
以上	未満	清掃	除草	点検・管理	
200	1,112	10	6	4	20,000
1,112	1,688	9	6	3	27,000
1,688	2,286	8	5	3	32,000
2,286	3,889	7	4	3	35,000
3,889	以上	5	2	2	—

② 手続きの流れ

ア 交付申請書を維持管理課へ提出します。

イ 活動中の様子が分かる写真を2枚程度撮影します。

ウ 活動実施後、写真を実績報告書に添えて維持管理課へ提出します。

エ 市から団体が指定する口座へ報償金を振り込みます。

(6) 活動時の注意事項

- ① 活動の際は、従事者の安全を最優先とし、無理のない範囲で行ってください。
万が一、活動中にケガや事故が発生した場合は、速やかに維持管理課へご連絡ください。(土日祝日の場合は翌開庁日)
- ② 高木の剪定など危険を伴う作業や遊具など施設の修繕は市が対応しますので、必要な場合は維持管理課へご連絡ください。

維持管理課管理係

☎44-3130 ✉kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

5-6 公園美化・緑化推進用原材料支給

(1) 概要

自治会や花の会などの団体が行う地域の緑化活動や公園の美化活動を支援するため、地域花壇の管理や公園の除草、街路樹の消毒などに必要な原材料を予算の範囲内で支給する制度です。

(2) 対象者

自治会、花の会などの団体

(3) 原材料の種類・支給限度額

① 美化・緑化活動用の原材料

ア 原材料の種類：除草剤、殺虫剤、土壌改良剤、ペンキ、刷毛など

イ 支給限度額：1団体あたり50,000円（税込）

② 公園の維持管理用の原材料

ア 原材料の種類：芝生の維持管理に使用する目土、公園広場の凹みを整地するための真砂土

イ 支給限度額：1団体あたり50,000円（税込）

(4) 手続きの流れ

重要

- ◆ 原材料の代金は、市（維持管理課）が購入業者へ支払います。
- ◆ 見積書及び請求書の宛名は袋井市役所維持管理課としてください。
- ◆ 支給決定後は、**請求書**を購入業者から維持管理課へ直接送付するようお願いください。

- ① 購入業者から**見積書**を取り、**原材料給付申請書**に添えて維持管理課へ提出します。
- ② 市が申請内容を審査し、原材料支給の可否を決定します。
- ③ 支給が決定した場合は、購入業者から納品の連絡がありますので、申請団体で原材料を受け取ります。
- ④ 原材料を活用した整備は、申請団体の皆さんで行います。
- ⑤ 作業中の様子が分かる写真を2枚程度撮影します。
- ⑥ 作業完了後、**写真**を維持管理課へ提出します。

維持管理課管理係

☎44-3130 ✉kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

5-7 花苗・球根・種子・緑化木などの支給

(1) 概要

市では、花と緑にあふれた地域づくりを推進するため、自治会や花の会などの団体に対して、次の花苗や種子などを支給しています。

- ① 市内の花工場で生産した花苗
- ② (公財) 静岡県グリーンバンクが無償提供する球根・種子など
- ③ 市の花「コスモス」の種子

(2) 対象者

自治会、花の会などの団体

(3) 手続きの流れ

① 花苗

ア 配布申込書を維持管理課へ提出します。

毎年1月頃に翌年度分(前期・後期)をまとめて申し込みます。

イ 市から配布決定通知が届きます。

前期配布分：5月頃／後期配布分：11月頃

ウ 花苗を受け取ります。

前期配布分：6～7月頃／後期配布分：11～12月頃

エ 作業中の様子が分かる写真を2枚程度撮影します。

オ 作業完了後、写真を完了報告書に添えて維持管理課へ提出します。

② 球根・種子・緑化木など

ア 定期配布事業申込書を維持管理課へ提出します。

秋配布分：5月／春配布分：10月

イ 市から配布決定通知が届きます。

秋配布分：8月頃／春配布分：1月頃

ウ 配布物を受け取ります。

秋配布分：10月頃／春配布分：3月頃

エ 作業中の様子が分かる写真を2枚程度撮影します。

オ 作業完了後、写真を完了報告書に添えて維持管理課へ提出します。

③ コスモスの種子

自治会連合会が地区内の各自治会の希望を取りまとめて提出します。種子は、自治会連合会単位で配布します。

詳細は6月頃、維持管理課が自治会連合会長宛てに文書でお知らせします。

維持管理課維持公園係

☎44-3165 ✉kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

5-8 子どもの遊び場遊具設置・修理助成金

(1) 概要

自治会が維持管理している公園内の遊具について、設置や修繕に要する費用の一部を、共同募金の配分金を財源として助成する制度です。

なお、過去に助成を受けた自治会は、助成を受けた翌年度から起算して、遊具の新設は10年間、修繕は5年間、同一の助成を受けることができません。

(2) 対象者

自治会

(3) 補助対象となるもの（例）

① 遊具の新設・増設

遊具の購入費、設置工事費など

② 既存遊具の修繕・改修

遊具の修理費、塗装費など

※ 既設遊具の撤去、ベンチや水道場、物置、フェンスなど、遊具以外の施設の整備に要する費用は、**補助対象外**です。

(4) 補助限度額

遊具の新設は100,000円以内、修繕は50,000円以内

(5) 手続きの流れ

本助成制度の利用を予定している自治会は、**手続きを進める前**に袋井市社会福祉協議会へご連絡ください。

① 施工業者から**見積書**を取り、**交付申請書**に必要書類を添えて、袋井市社会福祉協議会へ提出します。

【添付書類】計画書、位置図・配置図、見積書

② 社会福祉協議会が申請内容を審査し、**交付決定通知**により結果を通知します。

③ **交付決定後**、自治会が施工業者へ依頼し、工事を行います。

④ 工事完了後、自治会は施工業者へ工事代金を支払います。

⑤ **完成後の写真**や**工事代金の領収書(写し)**などを**完了報告書**に添え、**補助金請求書**とあわせて社会福祉協議会へ提出します。

⑥ 社会福祉協議会が報告内容を審査し、**交付確定通知**により結果を通知します。

⑦ 社会福祉協議会から自治会が指定する口座へ助成金を振り込みます。

袋井市社会福祉協議会法人経営部門

☎42-7914 ✉csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp

5-9 農業用施設原材料支給

(1) 概要

市が管理する農道や農業用排水路などの農業施設の整備に必要な原材料を自治会、自治会連合会、部農会からの要望に基づき、緊急性や重要性、他事業との関連性などを総合的に判断し、予算の範囲内で支給する制度です。

支給された原材料を用いた整備は、申請団体において実施するものとします。

(2) 対象者

自治会、自治会連合会、部農会

(3) 原材料の種類（例）

生コン、砕石、U字溝、柵板、パイプ管、溝蓋

(4) 手続きの流れ

- ① 給付申請書（要望書）を農政課へ提出します。
- ② 申請団体など関係者立会いのもと、市が現場確認を行い、原材料支給の可否をお知らせします。
- ③ 支給決定後、市が原材料を購入し、施工場所へ納品します。
- ④ 納品後、申請団体で整備を行います。

農政課農地整備係

☎44-3217 ✉nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp